

国民健康保険では 海外での療養費も適用されます

健康保険等においては、すでに海外渡航中の療養に対し療養費を支給する「海外療養費制度」が設けられています。海外渡航が一般化している中で、国民健康保険においても、渡航中の疾病等について保険が適用されることになりました。

具体的には、被保険者は海外で負傷した場合や疾病にかかった場合の費用について、帰国後療養費支給申請を経て、役場の窓口で療養費として償還払いを受けることとなります。

海外療養費で支給される範囲は、健康保険等と同様、保険診療の範囲内での給付となり、日本国内で適用されていない臓器移植（心臓や肺など）や人工受胎等の不妊治療、性転換手術等については、対象となりません。

療養費支給の手続き

①一旦かかった医療費の全額を海外の医療機関等に支払うとともに、担当医師等から治療

老人保健の高額医療費支給制度

入院の一部負担金

医療費の1割を負担

1か月37,200円まで負担

- 住民税非課税世帯等の人は1か月24,600円まで負担
- 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人は1か月15,000円まで負担
- 長期特定疾病患者は1か月10,000円まで負担

※住民税非課税世帯等の人は「一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

<高額医療費の支給>

同じ世帯で、同じ月内に、複数の高齢者が入院したときなど、一部負担金を30,000円(21,000円)以上支払ったことが2回以上ある場合、それらを合算して37,200円(24,600円)を超えた分が支給されます。

※()内は住民税非課税世帯等の場合

入院時の食事代

一般加入者	1日	780円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日 650円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	1日 500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金をうけている人	1日	300円

※住民税非課税世帯等の人は「一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町民生活課で申請してください。

内容やかかった金額等についての証明をもらう。

②帰国後、保険者(役場)に対して申請手続きをする。

③償還払いを受ける。

なお、海外療養費の支給申請は帰国後に行い、国外への送金が行わないことになっています。

申請の際、必要な書類

①療養費支給申請書

②診療の内容等がわかる医師の診療明細書・領収明細書等

③これらの明細書等が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文

なお、診療の内容がわかる書類が添付されていない場合は、基本的に療養費は支給できません。

住所を変更するときは、必ず届出をしてください。

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、早めに行ってください。

種類	期間	届出人	国民健康保険	国民年金	転入学	出稼証明書	介護保険
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してきた日から14日以内	●	●	●		
転出届	横越町外に住所を移すとき	転出する日まで	●	●		●	
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	●	●			●
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	●	●			

本人または世帯主

県内において、不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発していることから、窓口で身分確認を求める場合があります。なお、代理人による届出の場合は、委任状、印鑑を忘れずに持参してください。

※65歳以上の方、もしくは40歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

変わります 参議院議員選挙

公職選挙法の一部が改正され、今年夏に予定されている参議院議員通常選挙から、議員定数の削減と非拘束名簿式比例代表制が適用されることになりました。

定数が変わります

参議院議員の定数が、252人から242人へ削減されます。

選挙運動が変わります

非拘束名簿式比例代表制への改正に伴い、これまでの政党による選挙運動のほか、新たに、候補者個人の選挙運動(はがき15万枚、ビラ25万枚、2種類、ポスター7万枚、街頭演説など)ができるようになります。

新しい投票の方法

これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、新たに導入された非拘束名簿式は、名簿では当

選順位は決められていません。有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

選挙違反があると

参議院比例代表選挙では、候補者個人のために行う選挙運動に連座制が適用されます。立候補者や立候補者本人について、その選挙の当選を無効とし、立候補制限という制裁を科す制度です。

予定者と一定の関係にある人が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合、候補者や立候補者本人について、その選挙の当選を無効とし、立候補制限という制裁を科す制度です。



「非拘束名簿式」の選挙のしくみ

①公示

各政党が候補者名簿を届出(当選順位はなし)

〇〇党
〇山〇太
〇田〇江
〇本〇郎

△△党
△木〇子
△水〇一
△野〇代
△中〇治

②投票

候補者名でも、政党名でも投票できる

有権者は、名簿に記載された候補者名簿を投票用紙に記載して投票します。ただし、候補者に代えて政党名を記載して投票することができます。

③開票

〇〇党の総得票数 = 〇〇党候補者個人の得票数 + 政党名の得票数

△△党の総得票数 = △△党候補者個人の得票数 + 政党名の得票数

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

④結果

〇〇党 400万票

- 〇山〇太 120万票
- 〇田〇江 100万票
- 〇本〇郎 80万票
- 〇川〇子 60万票
- 政党名の投票 40万票

3人当選

△△党 300万票

- 〇野〇代 90万票
- 〇水〇一 70万票
- 〇木〇子 50万票
- 〇中〇治 30万票
- 政党名の投票 60万票

2人当選

当選人の決め方は...

①政党の総得票数に基づいて「ドント方式(注)により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。【注】ドント方式...比例代表選挙における当選人の決定方式。政党の得票数を1から順に整数で割り、その商の大きい順に政党に議席を与える。考案者である法学者ドント(ベルギー)の名にちなむ。

②各政党に配分された当選人の数の中で、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

